

なお、当市に関係するものでございしますが、返されました金額に
なお一市二所では七百四十三万四千三百九十四円を足しまして、七十六名
の消防署員の退職金相当額を東京都に納めることになっております。
それらの精算事務につきまして、過日、福生地区消防組合が解
散するときにはいろいろとご報告申し上げておりましたが、ござい
ます。何とぞ慎重に審議賜りまして三件とも原案とありご決定くだ
さるようお願いいたしまして説明を終らせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案や五十三号、議案や五十四
号及び議案や五十五号については、委員会付託及び討論を省略し、
原案とあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

福生市議会

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま森田秀雄君から所

定の賛成者を得て、本件三案は委員会付託及び討論を省略し原
案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとあ
り決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案や五十三号、

議案や五十四号及び議案や五十五号については原案とあり可決されま
した。

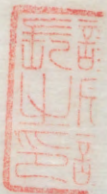
議長（末次性男君） 日程や九請願や一号五日市線無警報踏切に対する

安全施設設置に関する請願書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から
報告を願います。

（建設委員長高波 忠君登壇）

○建設委員長（高波 忠君） 二指名がありましたので審査報告をいたしま
す。



(請願審査報告書朗読) 別添参照
なお、補足説明を申しあげます。

本件は定例会二日目の三月十三日付で当委員会に付託され、以後二回にわたって委員会を開き審査してきたものであります。

まず三月十六日に当委員会を開催し本件審査に入りましたが、委員より継続とされたいとの意見が多く継続審査となり、ついで四月五日に再度委員会を開催し、現地視察を行なった後審査に入り、委員より、現地視察により状況はよくわかったが、本件は国鉄等の問題もからんでくると思われるので、理事者において検討され今後国鉄との交渉を進められたい。——との発言もあり、慎重に審査した結果、当委員会としては本請願を採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく慎重に審議のうえ、ご採択くださるようお願いいたしますして報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。請願一号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告により決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって請願一号は委員会報告により採択と決定いたしました。

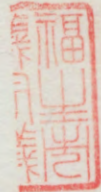
○議長(末次性男君) 日程才十請願才三号市道舗装整備に関する請願書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託しておりますので委員長から報告を願います。

(建設委員長高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) ご指名がありましたので審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照



なお、補足して説明を申しあげます。

本件は定例会最終日の三月二十八日付で当委員会に付託されたもので、去る四月五日に当委員会を開催し、本件審査に先立って現地視察を行なった後審査に入りました。

紹介委員より、現地を視察状況では中間部が低くなっており水が溜りやすい形態である。幅員も四メートルに満たないこともあるが利用者の苦しみを考え、とりあえず六尺ないし八尺であっても舗装し、拡幅については引き続き関係地主の方々と交渉していくのでよろしくお願いしたい。また委員より、本道路は利用者も多いし、現在も四メートルに拡幅することで関係地主と交渉し賛同を得ている方もある。一部交渉が成立していないところはさらに交渉していくことで、とりあえず拡幅を進めながら特にひどい部分からでも先に舗装願いたい。——等の発言があり、担当課長より、利用者の苦しみをわかるが現況道路幅で舗装すると後の拡幅はむずかしいと思う。——との答弁があり、慎重に審査した結果、当委員会としては利用者の苦しみを考え、本請願については極力整備方努力されたいとのことで採択すべきも

福生市議会



のと決定した次第であります。

何とぞ慎重に審議のうえ、ご採択くださるようお願いいたしまして報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

請願ヤ三号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よろしく請願ヤ三号は委員

会報告とあり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程ヤ十一陳情ヤ一号商工会館建設に関する陳情書を議題といたします。

陳一

本件については建設委員会に審査を付託してあり、その中で委員長から報告を願います。

(建設委員長高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) ご指名がございましたので審査報告をいたします。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

なお、審査の内容について補足説明を申しあげます。

本件は定例会最終日の三月二十八日付で当委員会に付託され、以後二回にわたって委員会を開き審査してきたもので、まず四月五日に当委員会を開催し、本件審査に際し担当課長から説明を求めました。

当市の商工会の現況は会員七百四十名であり、昭和四十七年度の商工会予算は一千四百二十万円で、商工会館建設積立金は四十七年度を含めて合計二百六十万円となっている。多岐地区における各市の現況は、

商工会館が建設されているのが十市で一市が計画中であり、市有地に建設しているのが六市、あとは商工会の土地か借地に建設している。また昭和三十五年に商工会についての法律ができ、その後各市で商工会館が建設されたが、現在の十市の商工会館のうち八市が昭和四十五年以降

に建設しており、それらの多くが鉄筋コンクリート建て二階ないし六階

建てであり、面積は七十坪ないし三百五十坪程度で大きいところでは結婚式場を備えている。また建設費については一千万円ないし九千万円程度か

かっており、このうち自己資金は三百五十万円ないし三千五百万円程度と建設費の三分の一以上を占めている状態であり、あと国、都の補助や市の助成等がそれぞれ約三分の一程度ずつである。——との説明が

あり、委員より、商工会として建設用地のメドはついているのか。庁舎内に商工会を設置している市があるか。——等の発言があり、担当課長より、建設用地のメドはついているようである。二、三の市におい

て庁舎内に商工会を設置しているようである。——等の質疑答弁がありましたが、当委員会としてはさらに引き続いて審査を継続することに決定し、ついで五月七日に再度当委員会を開催して前回に引き続いて審査に入り、委員より、本件は二項目に分かれているが、第一項

目についてはこのたび庁舎増築基金条例が設けられてこれから計画していくこともあり採択するには時期的に早すぎるのではないか、また第二項目の建設資金の援助については採択すべきである。——等

の発言が多く、当委員会といたしましては陳情の事項一については不採択、陳情の事項二については採択と決定した次であります。よろしく慎重ご審議のうえ、当委員会の決定とありご承認賜りますようお願い申しあげまして報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

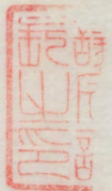
○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情才一号に対する委員会報告は一部採択、一部不採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって陳情才一号は委員会報告とあり決定いたしました。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。



午後十二時四十分 休憩

午後一時四十三分 開議

○副議長（小林暢吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長末次性男君から議長の辞職願が提出されております。

おはかりいたします。この際議長の辞職許可についてを日程に追加し先議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林暢吉君） ご異議なしと認めます。よって議長の辞職許可については日程に追加し先議することと決定いたしました。

追加日程が一議長の辞職許可についてを議題といたします。

おはかりいたします。本件は議長末次性男君の一身に關することであり、地方自治法百七条の規定により除斥したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小林暢吉君） ご異議なしと認めます。よって除斥することに決定いたしました。

(二十四番末次性男君退席)

○副議長(小林暢吉君) 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 省略

○副議長(小林暢吉君) 朗読は終了しました。

おはかりいたします。本件は願出のとおりこれを許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ご異議なしと認めます。よって末次性男君の議長
の辞職を許可することに決定いたしました。

(二十四番末次性男君入場)

○副議長(小林暢吉君) ただいま議長が欠位となりました。

おはかりいたします。この際議長の選挙を日程に追加し選挙を行
ないたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ご異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に

追加し選挙することに決定いたしました。

○十五番(岩田 博君) 暫時休憩願います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ただいま十五番岩田 博君から休憩の動議が提出され
ましたがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ご異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十一分 休憩

午後三時三十一分 開議

○副議長(小林暢吉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についておはかりいたします。この際会期の延長についてを
日程に追加したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ご異議なしと認めます。よって日程に追加することに
決定いたしました。

追加日程や二会期の延長についてを議題といたします。

この際会期を五月二十九日まで延長したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ご異議なしと認めます。 ようて会期を五日間延長することに決定いたしました。

なお、明二十五日から二十八日まで四日間休会いたしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ご異議なしと認めさよう決定いたしました。

○副議長(小林暢吉君) おはかりいたします。 本日はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

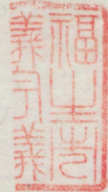
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小林暢吉君) ご異議なしと認めます。 ようて本日はこの程度にとどめ延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は二十九日午前十時より開きますのでご了承願います。

○副議長(小林暢吉君) 本日はこれをもって延会いたします。

午後三時三十六分 延会



(写)

福庶発第五五〇号

昭和四十八年五月十七日

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和四十八年第三回福生市議会臨時会の招集について

昭和四十八年五月十七日付福生市告示第二十九号（別紙参照）をもつて、昭和四十八年第三回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



(写)

福生市告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十八年第三回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和四十八年五月十七日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和四十八年五月二十四日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- (2) 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- (3) 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- (4) 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の変更及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

- 
- (5) 東京都市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分について
 - (6) 五日市線無警報踏切に対する安全施設設置に関する請願書
 - (7) 市道舗装整備に関する請願書
 - (8) 商工会館建設に関する陳情書
 - (9) 常任委員会委員の選任
 - (10) 議会運営委員会委員の選任
 - (11) 一部事務組合議会議員の選挙

(写)

福庶発第五五一号

昭和四十八年五月十七日

福生市長 石 川 常太郎 印



福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の送付について

昭和四十八年第三回福生市議会臨時会に提案するため、つぎの議案を送付します。

- 一 議案第五十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 二 議案第五十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 三 議案第五十三号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の変更及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 四 議案第五十四号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 五 議案第五十五号 東京都市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分について